



南魚土改 だより

第15号

発行日
令和5年10月
南魚沼土地改良区
理事長 高村良一
電話 025-781-6130

ご挨拶

理事長 高村良一



組合員の皆様には、日頃より当土地改良区の業務運営並びに各種事業

の推進に格別のご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、コロナ禍や不安定な国際情勢に伴う物価上昇により電気料金が高騰し、土地改良区の維持管理費に大きな影響を受けています。令和四年度の電気料高騰対策では、電気料高騰分の七十五%を国、県と市から支援をいただきました。今年度につきましても、引き続き支援のお願いをしているところであります。

今年度は春から雪消えが早く、代かき期の水を心配しましたが、これほどまでに雨が降らず、高温の日が続くとは予想もしていませんでした。まさに災害と言える事態になりました。そのような状況下で西部幹線用水ではポンプの一基が故障し、二基

での送水となり輪番体制を取らざるを得なくなりました。

さらに魚野川の水量も減り、許可取水量が取れない状況となつていました。魚沼漁協様や新潟県のご協力をいただき、取水量を増やすことができましたが、絶対量が足らず各集落から臨時の水番を選出いただき、水の管理をしていただきました。その後、市と県の井戸水の使用許可と市から支援をいただくことにより、水が届かない地域にも十分ではないですが届いたのかと思います。組合員の皆さんには、用水管理に大変ご不便をおかけ致しました。

昨今の地球温暖化による気候変動で、大雨の地域や干ばつの地域など極端に天候が分かれて、それが継続して続き災害になり、毎年どこかの地域で起こるようになっていきます。このような災害は、食料生産や人々の健康と生活へ影響がでます。地球規模の問題ではありますが、農林水産省で見直しに向けた議論がされています「食料・農業・農村基本法」

についても、地球環境問題への対応等も盛り込まれていると聞きますので、農業を取り巻く情勢や想定されないレベルで変化している現状に合ったものになればと考えています。総代会についてですが、ようやく四年ぶりに総代の皆様を参集して八月二十五日に開催をしました。少しずつではありますが、以前の生活に戻りつつあるように感じております。最後になりますが、土地改良区の健全な業務運営に努めることで組合員皆さんからの負託にお応えできるよう、役員一丸となって業務に邁進して参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和五年度 第一回臨時総代会

去る八月二十五日に臨時総代会が開催されました。

理事長の挨拶、経過報告の後、議長に第二選挙区の笹木孝雄総代が選任されました。

令和四年度一般会計の決算について報告され、承認されました。

また議定事項については、令和五年度事業、一般会計の補正予算とその他が審議され、原案どおり議決されました。

総括監事からは、令和四年度の決算監査報告がなされ承認されました。

自令和四年四月一日
至令和五年三月三十一日

業務報告

一、地区面積（業務報告書面積）

（田） 三、六六六、〇ha
（畑） 三、二七七、四ha
その他 三〇五、三ha
その他 八三、三ha

二、組合員の総数

三、令和四年度工事の状況

営繕事業 六件
団休営繕事業 七件

四、事務の経過

ア. 通常総代会、臨時総代会

平均出席率 三回開催 九三・三%
イ. 理事会 五回開催 九一・一%
ウ. 監事会 六回開催 一〇〇・〇%

以上のとおりでした。

令和4年度 一般会計決算について

(収入の部)

(単位：円)

項 目	決 算 額	予 算 額	比較増△減	附 記
賦 課 金	237,435,462	240,232,000	△ 2,796,538	運営事務、維持管理賦課金、償還金賦課金
補 助 金	97,101,517	116,882,000	△ 19,780,483	事業補助
長 期 借 入 金	90,617,000	117,346,000	△ 26,729,000	日本政策金融公庫借入金
使 用 料	20,443,309	20,207,000	236,309	電柱敷地料、道水路使用料、土地賃借料
雑 収 入	4,160,969	3,295,000	865,969	受取利息、過年度収入
資産取崩・売却	10,407,536	10,381,000	26,536	財政調整積立金、固定資産売却
繰 越 金	653,085,417	653,085,000	417	令和3年度より
合 計	1,113,251,210	1,161,428,000	△ 48,176,790	

(支出の部)

(単位：円)

項 目	決 算 額	予 算 額	比較増△減	附 記
維 持 管 理 費	146,019,050	186,958,000	△ 40,938,950	維持管理19会計
事 業 費	56,265,000	77,009,000	△ 20,744,000	団体営事業、調査事業、高度化支援事業
事 務 所 費	71,386,935	84,182,000	△ 12,795,065	会議費、事務費、役員報酬、職員給与
年 賦 償 還 金	90,143,665	114,924,000	△ 24,780,335	借入償還金返済
事 業 分 担 金	55,308,175	55,310,000	△ 1,825	新潟県へ
積 立 金	442,304,403	442,731,000	△ 426,597	
固 定 資 産 取 得	1,271,798	1,820,000	△ 548,202	
雑 支 出	7,511	1,800,000	△ 1,792,489	
予 備 費	0	196,694,000	△ 196,694,000	
合 計	862,706,537	1,161,428,000	△ 298,721,463	

決算残金 250,544,673円は令和5年度会計へ繰越

(3)

令和4年度 各種積立金決算状況について

(単位：円)

項 目	令和4年度決算時	令和3年度決算時	比較増△減
転用決済金積立金	44,991,541	43,452,455	1,539,086
財政調整積立金	40,398,725	32,398,110	8,000,615
役員退任給与積立金	3,466,326	2,126,307	1,340,019
職員退職給与積立金	52,067,638	44,066,768	8,000,870
維持管理運用基金積立金	274,438,488	268,051,169	6,387,319
預託金積立金	20,270,800	19,970,800	300,000

令和4年度 財産目録について

(単位：円)

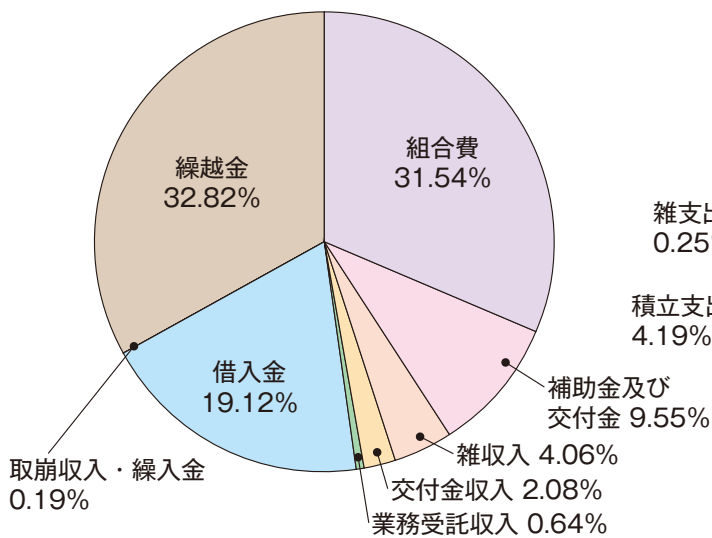
資 産 の 部		負 債 の 部	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
流 動 資 産	156,730,024	流 動 負 債	13,488,493
（現金及び預金）	153,469,910	（未払金）	13,239,711
（未収金）	3,260,114	（預り金）	248,782
固 定 資 産	2,859,841,858	固 定 負 債	446,555,169
基 本 財 産	394,753,150	（借入金）	385,155,452
（山林、宅地及びその従物）	43,862	（引当金）	61,399,717
（備荒積立金）	294,709,288		
（有価証券）	100,000,000	負 債 合 計	460,043,662
特 定 資 産	2,386,223,280	正 味 財 産 の 部	2,556,528,220
（所有土地改良施設、用地）	2,245,299,050		
（各種積立金）	140,924,230		
そ の 他 固 定 資 産	78,865,428		
（土地、建物、車両、拠出金）	75,316,316		
（長期未収賦課金等）	2,240,836		
（特別賦課金）	1,068,276		
（出資金）	240,000		
合 計	3,016,571,882	合 計	3,016,571,882

令和5年度 一般会計予算について

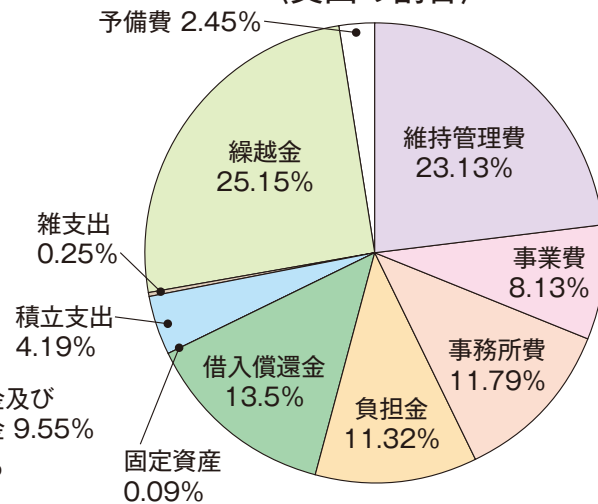
(単位：円)

収 入			支 出		
項 目	予 算 額	備 考	項 目	予 算 額	備 考
組 合 費	228,661,000	運営・維持管理賦課金、償還金賦課金含む	維持管理費	167,710,000	各維持管理20会計、適正化事業、受託業務
補 助 金 及び助成金	69,273,000	国・県・市 事業補助	事 業 費	58,936,000	各工事
雑 収 入	29,414,000	土地賃貸料、過年度収入、預金利息	事 務 所 費	85,474,000	役員報酬、職員給料、会議費、事務所維持費
交付金収入	15,070,000	適正化事業交付金	負 担 金	82,100,000	各工事の地元負担
業務受託収入	4,650,000	換地業務、ポンプ場管理	借入償還金	97,910,000	事業償還金、リース、支払利息
借 入 金	138,641,000	事業地区	固 定 資 産 取 得	670,000	器具備品
取崩収入・繰入金	1,407,000		積立支出	30,407,000	基本財産積立、特定資産積立
繰越金	237,987,000	令和4年度より	雑 支 出	1,800,000	
			繰 越 金	182,318,000	
			予 備 費	17,778,000	
合 計	725,103,000		合 計	725,103,000	

〈収入の割合〉



〈支出の割合〉



令和5年度 各種積立金について

(単位：円)

項 目	5年度当初積立額	摘 要
転用決済金積立金	44,991,541	運営事務費決済金、維持管理費決済金、償還金決済金、3土地改良区基金
財政調整積立金	40,398,725	一般会計
役員退任給与積立金	3,466,326	
職員退職給与積立金	52,067,638	
維持管理運用基金積立金	274,438,488	天野沢水系、大巻藪神、第7工区、第9工区、東部共通、中之島施行地、新高棚、県開塩沢、上田
預託金積立金	20,270,800	イオン・富士観光・原信借地契約に係る預託金

(5)

令和5年度 県営・団体営事業の施工について

事業名	地区名	工事名	事業費 (千円)	地区 受益面積	主要工事
経営体育成基盤 整備事業	吉里	用水路工第9次工事 用水路工第10次工事 区画整理第7次工事 区画整理第8次工事 地盤変動影響調査(事前)(その1) 地盤変動影響調査(事前)(その2) R5換地業務委託	409,000	53.5ha	ポンプ製作・据付 1式 ゲート、スクリーン製作・据付 1式 区画整理 A=14.32ha 区画整理 A=4.37ha 建物等事前調査 6棟 建物等事前調査 6棟 換地業務 1式
	大月	第1次設計業務委託 地盤変動影響調査(事前)(その1) 地盤変動影響調査(事前)(その2) R5換地業務委託 用水路工第1次工事	84,000	17.9ha	ほ場整備設計 1式 建物等事前調査 14棟 建物等事前調査 15棟 換地業務 1式 ファームポンド 1箇所
	大月2期	R5換地業務委託	1,000	18.7ha	換地業務 1式
県営農地環境 整備事業	泉盛寺開田	区画整理第35-1次工事 R5換地業務委託	30,000	19.4ha	コンクリート舗装工 1式 換地業務 1式
県営かんがい 排水事業	上田第1	用水路工第13次工事 用水路工第14次工事 用水路工第14次工事 第7次設計業務委託 用地測量等作業委託	95,000	452.5ha	開水路工 870.3m 管水路工 40.3m 管水路工 110.0m 開水路 45.0m 設計 1式 用地測量 1式
	中之島第1	用水路工第12次工事 用水路工第13次工事 第8次設計業務委託	88,000	873.5ha	管水路工 L=503.0m 開水路工 L=700.8m 開水路工 L=264.5m 設計 1式
県営ため池等 整備事業	西部幹線小栗山	第4次工事	18,000	575.6ha	ドレーン工 65箇所
県 営 計		24件	725,000		
基盤整備 促進事業	小松沢	第5次用水路改修工事	8,000	6.7ha	用水路工事 L=270m
	西泉田	排水路改修工事	2,550	9.0ha	排水路工事 L=260m
県単農業農村 整備事業	蕪甲第1ポンプ 2期	水中ポンプ改修工事	7,740	24.0ha	水中ポンプ交換 N=1箇所 揚水管 L=56m
	蕪甲宮野下	送水管復旧工事	1,500	24.0ha	送水管復旧 L=5.0m
	西泉田2期	排水路改修工事	3,000	9.0ha	排水路工事 L=40m
土地改良施設 維持管理 適正化事業	岩井沢川水管橋	可とう管交換工事	2,300	2.0ha	可とう管交換 N=1箇所
	岩井沢川水管橋 (防災)	真空ポンプ改修工事	13,000	2.0ha	真空ポンプ交換 N=1箇所
土地改良施設 突発事故 復旧事業	魚野川頭首工第2	取水ゲート復旧工事	3,520	698.6ha	取水ゲート開閉装置 N=1箇所
	天野沢揚水機場	電動機復旧工事	12,199	698.6ha	主ポンプ電動機修繕 N=1箇所
災害復旧事業	野田	テレメータ盤改修工事	14,300	400.0ha	テレメータ盤交換 N=1箇所
土地改良事業 調査設計事業	台上	測量設計委託	17,400	5.7ha	現地調査・測量設計
	東泉田東	測量設計委託	7,800	13.9ha	現地調査・測量設計
団 体 営 計		12件	93,309		

任期満了に伴う役員改選について

南魚沼土地改良区の役員改選が令和6年8月31日任期満了に伴い行われます。

理事が3選挙区（旧土地改良区）6名ずつの18名、監事が各1名の3名で合計21名です。役員任期は令和6年9月1日から令和10年8月31日の4年間です。また、男女共同参画基本計画において定められた役員に占める女性の割合の目標値について、当土地改良区でも理事会で協議をしております。

なお、総代の任期は令和7年3月11日です。

不法投棄について

農道や水路脇等に廃材や機械類・ゴミ等の不法投棄があります。施設の維持管理の支障になり、処分にも費用がかかります。また、美観を損なうだけでなく事故の元となります。不法投棄をした人は、刑罰の対象になり、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。不法投棄は絶対にしないでください。
※不法投棄を発見しましたら、投棄した人や車のナンバーなどの情報を土地改良区にご連絡ください。



用排水路の管理について

用排水路にゴミや油・薬品等を流さないでください。排水路の水も下流域では用水として使用しています。また、草刈りで刈った草を流しますと暗渠等の詰まりの原因になりますので、お気を付けてください。

法面の除草剤の使用についても慎重にお願いします。また、取水口は個人管理になりますので、よろしくお願いします。

宇津野揚水機場の土砂上げ作業を行いました



農地の移転届はお忘れなく

農地の全部または一部を以下の理由などによって移動があったときは、土地改良区まで届出をお願いします。

- ① 農地の転用
住宅や倉庫、車庫、公共用地への転用
- ② 農地の移動
農地の売買、賃貸借の設定及び解約など
- ③ 組合員資格の交代
農業者年金受給による経営移譲したとき、亡くなられたときなど



農地転用等に伴い地区除外される土地は、規程に基づき決済金を納付書により納めていただくことになります。決済金を完納した土地は、土地改良区の土地台帳より抹消され翌年度から賦課金がなくなります。

決済金とは

土地改良区は運営事務費、維持管理費や借入金によって賄われており、その額は年度当初の受益面積が対象となっています。転用で除外（受益面積減少）されると、その土地の運営事務費、維持管理費や償還金等は残りの土地で負担しなければなりません。よって残存農地が将来過重負担にならないよう、運営事務費・維持管理費・償還金等の負担を、一時払いをもって納めていただくものです。

また、農地が公共工事（道路、河川、公共施設等）で買収される場合も同様となっています。

《届け出がないと従来のまま賦課されますので、お早めに手続きをお願い致します》

お問合せ先電話番号 025-781-6130

組合員資格の交代と滞納賦課金について

賦課金は毎年4月1日現在の土地原簿を基準に賦課されます。期限（前年度の3月下旬）までに農地の移動（組合員資格交代）の届出がない場合は前組合員に賦課されます。また、移動する農地に滞納賦課金がある場合は、滞納賦課金は新組合員に移動になりますので、売買・賃貸借等の契約の前に滞納賦課金をご確認し、ある場合は清算をしてから移動をお勧めします。

賦課金の滞納は土地改良法に基づき、地方税の滞納処分の例により県知事の認可を受けて理事が処分執行することになります。滞納者に電話連絡や個別訪問を行い、納入の督促をしております。それでも難しい場合は、財産の調査や差押に踏み切っております。

賦課金のご相談は土地改良区事務所にて随時対応しておりますので、ご相談ください。